

●課税標準の特例が適用される償却資産の例（一部）

特例対象資産			根拠規定 (地方税法)	取得時期	特例率	適用期間	申告書類	提出書類	
								添付書類	
1	ガス事業用資産		第349条の3第2項	H29.4.1～	1/3	最初の5年度分	・申告書 ・種類別明細書（増加資産用）	・ガス事業法に基づき経済産業省が交付した許可証の写し	
		2/3			その後5年度分				
2	家庭的保育事業用資産 ※ わがまち特例		第349条の3第27項	－	1/2	期限なし		・事業の認可を受けたことを証明する書類の写し	
3	居宅訪問型保育事業用資産 ※ わがまち特例		第349条の3第28項	－	1/2	期限なし			
4	事業所内保育事業用資産 ※ わがまち特例		第349条の3第29項	－	1/2	期限なし			
5	汚水又は廃液の処理施設 ※ わがまち特例		附則第15条第2項第1号	R6.4.1～ R8.3.31	1/2	期限なし		・特定施設設置届出書の写し	
6	下水道除害施設 ※ わがまち特例		附則第15条第2項第5号	R6.4.1～ R8.3.31	4/5	期限なし		・特定施設設置届出書の写し ・除害施設設置兼使用届書の写し	
7	太陽光発電設備 ※ わがまち特例	1,000kW未満	附則第15条第25項第1号イ	R6.4.1～ R8.3.31	2/3	3年度分		・補助金の交付決定通知書の写し ・出力規模が確認できる資料（仕様書、見積書等）	
		1,000kW以上	附則第15条第25項第3号イ	R6.4.1～ R8.3.31	3/4	3年度分			
8	風力発電設備 ※ わがまち特例	20kW未満	附則第15条第25項第3号ロ	R6.4.1～ R8.3.31	3/4	3年度分		・経済産業省が交付した認定通知書の写し ・出力規模が確認できる資料（仕様書、見積書等） ・バイオマスの場合は、種類が確認できる資料	
		20kW以上	附則第15条第25項第1号ロ	R6.4.1～ R8.3.31	2/3	3年度分			
9	地熱発電設備 ※ わがまち特例	1,000kW未満	附則第15条第25項第1号ハ	R6.4.1～ R8.3.31	2/3	3年度分			
		1,000kW以上	附則第15条第25項第4号ロ	R6.4.1～ R8.3.31	1/2	3年度分			
10	水力発電設備 ※ わがまち特例	5,000kW未満	附則第15条第25項第4号イ	R6.4.1～ R8.3.31	1/2	3年度分			
		5,000kW以上	附則第15条第25項第3号ハ	R6.4.1～ R8.3.31	3/4	3年度分			
11	バイオマス発電設備 ※ わがまち特例	10,000kW未満	附則第15条第25項第4号ハ	R6.4.1～ R8.3.31	1/2	3年度分			
		10,000kW以上20,000kW未満	附則第15条第25項第1号ニ	R6.4.1～ R8.3.31	2/3	3年度分			
12	木質バイオマス発電設備 ※ わがまち特例	10,000kW以上20,000kW未満	附則第15条第25項第2号	R6.4.1～ R8.3.31	6/7	3年度分			
13	先端設備等導入計画に基づき取得した資産 (1.5%以上の賃上げ表明あり)		附則第15条第43項	R7.4.1～ R9.3.31	1/2	3年度分	・先端設備等導入計画に係る申請書の写し ・先端設備等導入計画書の写し ・先端設備等導入計画認定書の写し ・認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（賃上げ方針を表明した場合） ・リース契約書の写し（リース会社のみ） ・公益社団法人リース事業協会が確認した軽減額計算書の写し（リース会社のみ）		
	先端設備等導入計画に基づき取得した資産 (3.0%以上の賃上げ表明あり)				1/4	5年度分			
	先端設備等導入計画に基づき取得した資産（賃上げ表明なし）		旧附則第15条第44項	R5.4.1～ R7.3.31	1/2	3年度分			
	先端設備等導入計画に基づき取得した資産（賃上げ表明あり）			R5.4.1～ R6.3.31	1/3	5年度分			
				R6.4.1～ R7.3.31	1/3	4年度分			
14	特定事業所内保育施設		旧附則第15条第32項	H29.4.1～ R6.3.31	1/2	5年度分	・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し		

※ わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

地方税法で定める範囲内で、地方自治体が課税標準額の軽減の程度を条例で定めることができる仕組みです。

平成24年度の税制改正により導入されています。